

令和元年度 三次市行政チェック市民会議からの提言の対応状況

事業名	所管課	提言内容	対応状況
① ネウボラみよし事業	健康推進課	<p>子どもの成長を見守る仕組みとして、事業を拡大し、取組を強化していただくことを望みます。ネウボラの発祥地であるフィンランドのように、1人の担当保健師が1人の母親・家族を継続して支援していく形が理想的な姿ですが、国の政策にも関わり、市単独では難しい面があります。当面は研修を充実しつつ、「母子保健コーディネーター」など専門性の高い職員の育成を進める必要があると認めます。制度に対する様々な支援とともに、職員が専門職として確立されるように、国や県への働きかけも行ってください。</p> <p>相談窓口の利用拡大にあたり、あまり外出しない母親にいかにもアプローチしていくかが課題となります。また、「ネウボラみよし」が乳幼児期しか利用できないと思っている市民も少なくないため、小学生以上のお子さんがある家族でも利用できることをしっかりと周知していくことが必要です。身近な相談場所としてのサテライトの増設とその機能の充実についても、今一度検討をお願いします。</p> <p>本事業を評価するにあたっては、利用者の満足度や相談件数だけでなく、家庭訪問などの活動指標、市が行っている他の取り組みを含めて様々な角度から成果を測るような成果指標の設定など、チェックシートの記載方法についても改善をお願いします。</p>	<p>「ネウボラみよし」の拠点(市役所)のほか、令和2年度からサテライト(地域子育てセンター)を市内3エリアにそれぞれ設置し、身近な地域で相談ができる体制にしました。</p> <p>また、妊婦の地区担当保健師が母子健康手帳交付時から相談を受ける体制とし、妊娠期、子育て期において、できるだけ担当保健師が継続的な支援をする体制としました。広島県において、「ひろしま版ネウボラ人材育成ガイドライン」を作成され、「母子保健コーディネーター(助産師)」をはじめとする専門職について、このガイドラインに沿った人材育成が行われることにより、相談支援の充実につながると考えます。</p> <p>また、ネウボラサテライトの保育士と地区担当保健師と一緒に、社会参加が少ない家庭を訪問し、ネウボラサテライト等への参加を促すなど令和2年度から新しい取組を行うこととしています。</p> <p>子育て支援課や学校等関係機関と定期的な情報共有を行い、小学生以上の子どものいる家庭への支援も切れ目なく行えるよう連携体制を図っています。「ネウボラみよし」が乳幼児期に限らず、小学生以上の子どもをもつ家庭への相談や支援を行っていることについて、広報紙やホームページ等を活用し市民への周知に引き続き取り組みます。</p> <p>本事業の評価にあたり、健康づくり推進計画の目標指標に基づき、成果指標について見直しを行い、「妊娠・出産の満足度」や「この地域で子育てをしたい親の割合」等を設定しました。</p>
② 多子世帯保育料軽減事業	子育て支援課	<p>多子を育てる世帯の経済的な負担を軽減するため、三次市では子育て支援策の一つとして本事業に適切に取り組んでいると認めます。本年10月から、国の政策により幼児教育・保育の無償化が始まっていますが、国の制度要件によって、これまで対象とされていた世帯が支援の対象外とならないよう注意しながら、継続した取組を望みます。</p> <p>子育てしやすい環境づくりは、経済的な負担軽減はもちろん、先に評価を行ったネウボラみよし事業によるきめ細やかな支援や保育の充実など、総合的な視点で取り組む必要があります。国費により賄われることになった本事業の予算を、他の子育て支援策に活用していく検討をしていただくとともに、今後も関係部局が連携して、市民や地域も巻き込みながら、一体的に子育て支援を行ってください。</p>	<p>従前は多子世帯保育料軽減事業により負担を軽減していた副食費(おかず・おやつ)について、幼児教育・保育の無償化開始に伴い、国制度の対象となる児童と対象とならない児童が発生することとなりました。</p> <p>子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、国制度の対象とならない児童も含め、副食費を軽減するとともに、市内の私立保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に入園している児童の副食費についても助成するよう、制度を創設しました。</p> <p>また、令和元年度には、田幸保育所で3歳未満児保育を開始したほか、田幸保育所ほか4所の保育終了時間を18時から18時30分に変更し、市内保育所の保育終了時間を統一するなど、保育の充実を図りました。</p>
③ 部活動指導員配置事業	学校教育課	<p>本事業は、専門的な指導を受けることで生徒の競技力や技術の向上が図られるほか、教員が学習指導や生徒に向き合う時間をより多く確保することを可能にし、教員の働き方改革にも資するものです。本市民会議では、その意義を認め、中長期的には指導員を全中学校に配置するなど、拡大した取り組みを期待します。</p> <p>従来の部活動外部指導員制度においては、部活動外部指導員と保護者との間でトラブルが生じた事例もあるようです。本事業に基づく部活動指導員の配置に当たっては、配置の目的やねらい、これまでの部活動外部指導員との違いを丁寧に説明し、部活動指導員と保護者の間で、良好な関係を築いていくことが必要です。また、行き過ぎた指導やトラブルが生じないよう、部活動指導員の選定には十分に留意するとともに、研修の充実などにより、指導力の向上や質の確保にも務めてください。また、同一の部活動指導員が長期的に継続して指導に当たることを市民は望んでいます。</p> <p>成果指標の設定については、大会の入賞回数のみを成果にすると、成績至上主義に陥ることが懸念されます。生徒の部活への意欲の向上、あるいは教員の時間外勤務時間の削減実績などといった観点からも、成果を評価する必要があります。</p>	<p>令和元年度、本事業により配置された部活動指導員3名は、専門的な実技指導のみならず、生徒の全人的な成長を支援する指導を実施しました。配置された全学校において、生徒の意欲が向上しています。</p> <p>また、部活動指導員が単独で指導をすることで、顧問の教員が部活動に関わる時間を年間約400時間削減でき、教員の働き方改革にもつながっています。</p> <p>令和2年度は、三次市会計年度任用職員として、昨年度の3名に加えて、新たに2名を採用しています。採用の際には、面接試験を行い、教育現場にふさわしい人格と意識をもつ者かどうかを審査しています。また、会計年度任用職員は、各所属校において、不祥事防止等の研修を受けることになっています。</p> <p>成果指標の設定については、令和2年度より、大会への入賞回数ではなく、部活動指導員が単独で指導する時間が80%を超える学校の割合、生徒が意欲的に部活動に参加している学校の割合としています。</p>

④	災害・避難情報等伝達環境整備事業	危機管理課	<p>大規模災害が頻発している中で、災害や避難情報の情報伝達のあり方については、全国的にも課題となっています。このような中で、三次市では、音声告知放送や防災メールなどのほか、本事業の実施により情報伝達手段の多重化を積極的に図られている点は評価できます。この事業の継続を希望します。</p> <p>単身世帯の高齢者などが避難行動を起こす際のきっかけとしては、やはり近親者や近隣の方の声掛けが重要になります。今回導入されたスマートフォンのアプリを、市外に住む近親者や、自主防災組織の主要なメンバーなど地域で声掛けができる人に登録してもらい、そこから高齢者などに声掛けをしてもらうことで、より効果が高まると考えられます。登録の拡大に向けて、周知方法を工夫するとともに、アプリを介した声掛けの啓発活動をより徹底してください。</p>	<p>災害時において、住民に早めの避難行動をとってもらうことを目的に、避難情報伝達の多重化、伝達率の向上を図るため、音声告知放送のほか、防災一斉メール、防災アプリ、及びNHK等のマスメディアからのデータ放送(L-アラート)を使用しています。防災アプリの継続とあわせて、令和2年度からは旧三次市エリアにおいて【警戒レベル4】避難勧告以上の避難情報を発令する場合は、既存のモーターサイレンを吹鳴する運用を開始しました。</p> <p>防災アプリについては、ホームページ、啓発チラシ等で市民に登録を呼びかけており、徐々に登録者数は増加していますが、さらなる周知が必要と考えています。</p>
⑤	女性起業支援事業	定住対策・暮らし支援課 商工観光課	<p>三次市では、女性の活躍を支援するため、女性に特化した起業支援事業に取り組まれています。本事業は、起業時のハード整備を支援する補助事業ですが、今後補助要件の見直しを行い、むしろ起業後のフォローアップに力を入れて、優良事業者への育成を図るといった事業展開の方向性は理解できます。この点を踏まえての事業の継続が適切と判断します。</p> <p>その際、市が女性の起業・就業支援のために開設している「アシスタ lab.」によるワンストップ的な支援体制の確立が大切であると考えます。未だ認知度が低いという声もありますので、効果的な周知とともに、利用者登録の拡大と、利用者への情報提供の拡大が求められます。</p> <p>女性が起業して活躍するまちづくりは、経済団体からも期待されており、市の取り組みに協力したいという考え方を持たれています。しっかりと連携・情報共有を図り、全市的に女性活躍支援に取り組む態勢を整えることが必要です。</p>	<p>令和2年度から、女性の起業時のハード整備を支援する補助事業については、起業支援事業補助金として商工観光課に窓口を一本化し、内容を見直しました。また、女性起業家を「みよしアントレヌ」として認定する制度を令和元年度に創設し、市広報でPRを行うことにより、事業継続支援を行いました。さらに起業家支援として、専門家による個別相談、アシスタlab.を利用した事業へのトライアル支援を行いました。</p> <p>アシスタlab.からの情報提供の拡大のため、会員へのメール配信希望調査を再度行いました。また、アシスタlab.イベントスケジュールチラシを作成し、例年より配布箇所を拡大して広報し、セミナー参加等をおとして会員の新規登録者数の増加を図っています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中、令和2年5月からWEBセミナーを開始するなどアシスタlab.をPRしています。</p> <p>アシスタlab.利用者の方へは、迅速に対応できるよう、スタッフと相互に情報共有を行い、停滞することなく支援が行えるよう対応しています。また関連団体とは、令和2年度も連絡会議を開催し、女性活躍の推進を継続していきます。</p>
⑥	有害鳥獣駆除対策事業	農政課	<p>イノシシ・シカ・川鵜などの鳥獣の出没や被害は、市民感覚でも増加していると感じています。三次市では、有害鳥獣駆除班による駆除活動を支援する形で被害防止に取り組まれています。根本的な個体数の減少や被害軽減には至っていないのが実態のようです。とはいえ、被害の拡大を放置できないので、引き続き事業を継続する必要がありますと認めます。</p> <p>その際、人や農作物を守るのが一番の目的であり、個人による被害防止対策が重要ですが、個人での取組には限界があるため、地域ぐるみの被害防止や駆除を促進するとともに、研修会などを通じた知識と技術の向上に継続して取り組む必要があると考えます。</p> <p>また、駆除班の活動を維持するためには、ICTの活用による駆除活動の省力化はもちろん、若手後継者の育成・確保が不可欠となりますので、今後も重点的に取り組まれることを望みます。なお、後継者の確保に当たっては、例えば狩猟人口を増やすという観点で広報を行うなど、工夫する余地があると考えられます。</p>	<p>令和2年度から有害鳥獣による農作物の被害防止、軽減対策の1つとして、集落で行う被害防止、捕獲活動等についてICTを活用した捕獲檻、捕獲センサーを導入し、省力化、効率化についての実証事業を行っています。</p> <p>また、研修会や地域での出前講座を通じて、地域ぐるみの被害防止、駆除についての知識と技術の向上を図っています。</p> <p>若手後継者の育成・確保については、定期的に駆除班長会議を開催し意見交換を行うとともに、第1種狩猟免許取得への支援、狩猟免許取得にかかる講習会の案内などを継続していきます。</p>

⑦	三次市ふるさとサポーター事業	定住対策・暮らし支援課	<p>三次市にゆかりのある方々に、外から応援してもらうことはとても大切なことで、本事業の継続が必要と判断されます。まずは、登録者数の拡大を積極的に進めることが求められます。市がSNSを活用して情報発信するのはもちろん、サポーター登録者からも、たくさんの情報を発信・拡散していただくような働きかけが求められています。また、旧町村の時代から継続している同様の取り組みがありますので、可能な限り情報共有を図り、登録者数の拡大につなげることも必要です。</p> <p>本事業はサポーター登録者に様々な特典を与えることではなく、いかに三次市の応援団となってもらうか、いかにつながりを拡大していくかを目的とするものです。サポーター登録者にどういう役割を担っていただくかについては、早急に検討が必要です。将来的には、行政主導ではなく、サポーター登録者による自主的な交流の拡大や登録制度の運営につながることを期待します。</p>	<p>提言後の1月には成人式で登録案内のチラシ配布を行うなど、登録者数の拡大に向けて、新規登録の勧奨を図り、令和2年度は、引き続き成人式での勧奨に加え、高校生の卒業のタイミングに合わせた勧奨に取り組めます。</p> <p>また、令和2年度の「ずっと住み続けたいまち本部ここに居りたいプロジェクト」の取組と合わせて、本市の定住情報発信の入り口となる「移住・定住ポータルサイト」を開設します。このポータルサイトを市のSNSへリンクさせるとともに、ふるさとサポーター登録者には、このポータルサイトをプラットフォームにして、ふるさとサポーター登録者が単に情報を受け取るだけでなく、本市の応援団となってもらい、三次の魅力を広散してもらうため、魅力ある情報の提供を図ります。</p>
⑧	空家等対策事業	都市建築課	<p>老朽化し倒壊などの危険性がある空家の存在は、全国的に社会問題にもなっています。対策は急務ですが、あくまで個人の所有物であり法的な制約もあるため、難しい取り組みであると理解しています。本事業は、空家にしないための啓発のほか、危険な空家の所有者に対する勧告を行い、適切な管理や除却につなげる点で必要な事業であり、今後も継続していくことを望みます。</p> <p>空家問題は、空家にしないこと、空家を活用すること、危険な空家を除却することなど、様々な観点から取り組む必要があります。実際にそれぞれ個別の事務事業が行われています。この点では、関係部署が十分に連携し情報を共有しながら、本事業だけでなく、複合的に空家対策を進める必要があります。</p>	<p>老朽化した空家については、令和元年度において、適正管理依頼書45通、指導書9通、勧告書1通を所有者の方などへ送付し、解体を含めた適正管理の働きかけを行いました。その結果、相談のあった43件の空家のうち21件について、解体等につながっています。</p> <p>人口減少の局面にあって、住宅の新築着工戸数は横ばいである社会状況を鑑みても、空家総数の減少は容易ではないことが予想されます。そのため、空家等の対策においては、これまで以上に「適正に管理する意識」の醸成が重要であると考えています。</p> <p>今後は、老朽化した空家に対する措置を継続して実施していくとともに、依頼文書の体裁や情報提供の方法など、管理意識や当事者意識を醸成するような取り組みを強化していきたいと考えます。</p> <p>空家の活用に関しては、空家の量的課題に対する効果は限定的ですが、地域の活力(多世代の居住や、多様な価値観の獲得)向上につながる面で、重要な要素と考えます。</p> <p>空家についての管理意識を高め、空家が良好な状態で流通し、活用が促進された結果、地域の活力が向上するといった好循環を生み出すため、引き続き関係部署と連し対策を進めてまいります。</p>
⑨	自治振興活動費補助事業	地域振興課	<p>住民自治組織の活動を支援するための補助事業は、本市民会議としてもその重要性を認めているところであり、継続した取り組みが必要と考えます。</p> <p>しかしながら、本事業はもちろん、他の補助事業も含め補助金の使途や住民自治組織の活動実態については、もっと市民に分かるように情報発信していただきたいと思えます。また、根本的な課題として、協働のあり方や行政と市民・地域の役割分担、特に支所機能を住民自治組織で代替するなど、両者の関係性をどうしていくかは、検討が迫られています。住民自治組織の法人化やコミュニティビジネスによる自主財源の確保などの動きとも併せ、検討していく必要があると思われれます。</p> <p>現在取り組まれている各住民自治組織とのヒアリングにより、実態や抱えている課題などを把握していただくとともに、可能な範囲でその内容を公開していただくことで、広く市民を巻き込んで一緒に考えていくことも必要ではないかと考えます。</p>	<p>令和2年度、まちづくりサポートセンターの強化として、まちづくりコーディネーターを配置し、6月から毎月、コーディネーターと地区担当者が定期的に各住民自治組織を訪問し情報交換や協議を実施(状況に応じて随時訪問も実施)し、各地域まちづくりビジョンの実現に向けたアクションプランの助言や提案を行っています。</p> <p>今年度、コロナ禍の中で、各住民自治組織は慣例のイベントが開催できない状況です。ヒアリングの中でも、何を取り組んでいけばよいか悩まれている組織が多くみられます。こうした中でも、住民自治組織によっては、小規模で集える場づくり(Cafeやマーケットなど)や二地域居住整備の取組など、新たな活動も見られています。また、自主財源確保や持続可能な地域社会の実現をめざす取組を進められている地域もあります。さらに、住民自治組織に限らず、若者を中心としたNPOが地域全体を視野に入れた取組を始めている地域もあります。</p> <p>こうした、各住民自治組織の活動は、各住民自治組織の総会や広報誌、住民自治組織連合会通信、HP、SNSで配信されており、広く周知されています。また、平成30年度から実施している人口・地域分析調査結果についても、調査地区への報告会やまちづくり講演会、出前講座等で周知し、課題意識の定着と課題解決の取組を促しています。</p> <p>補助事業について、各住民自治組織とのヒアリングを定期的実施する中で、交付金や補助金の目的や用途など、議論し始めています。</p>